毎週火・金曜日発行



目 次

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(六六一・福 告 示

報

○生活保護法による医療機関の指定(六六二・福祉政策課)…1 祉政策課) 1

県

名

称

開設者氏名又は名称

所

在

地

廃 止 年 月

日

公

田

秋

○開発行為に関する工事の完了(六六八・由利地域振興局建 ○道路区域の変更(六六五~六六七・道路課)……………2 ○基本測量実施の通知(六六四・建設管理課)………………2 ○既存の大規模小売店舗の変更に関する届出 設部)3 2 (六六三・商業

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援

○県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林 ○土地改良区の役員の就任の届出(北秋田地域振興局農林部)…4 室)二件……………4

○県営土地改良事業の換地計画の決定

(平鹿地域振興局農林

: : : 4

部) 二件………

部)4

人事委員会規則

示

秋田県告示第六百六十一号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の

秋田県知事 寺 田 典

城

ったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。 規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があ 平成十八年九月八日

告

岩館診療所	瀬川泰彦	山本郡八峰町八森字岩館向台百十五—二	- 平成-	平成十八年六月十五日
あいざわ胃腸科クリニック	相澤修	潟上市飯田川飯塚字樋ノ下七十五―一	平成	平成十八年六月三十日
田中歯科医院	田中敬一	横手市十文字町字栄町七—五	平成	平成十八年七月一日
秋田県告示第六百六十二号	指定したので、	ので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示		秋田県知事 寺 田 典 城
定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規	 す る	平成十八年九月八日		
名称	開設者氏名又は名称	所在地	診療科名	指定年月日
八峰町ハタハタの町診療所	医療法人秋田医仁会 理事長	山本郡八峰町八森字中浜百九十六番地二十六	的种科 内科、胃腸科、整形外科、	平成十八年六月十七日
あいざわ胃腸科クリニック	医療法人相澤医院 理事長	潟上市飯田川飯塚字樋ノ下七十五番地一	形外科、小児外科、心療門科、小児科、精神科、門科、小児科、精神科、暫腸科、内科、外科、肛	平成十八年七月一日

○人事委員会規則一一―一(公平委員会の事務委託市町村及 444

1

秋

田

月8日(金曜日)		伙 田	宗 公	羊 区	第1809号 ———
(2) 駐車場の収容台数 (3) 駐輪場の収容台数 ア 変更前 零台 ア 変更前 零台 イ 変更後 四十台	イ 変更後 二千九百五十七三 ア 変更前 二千八百二十三三 ア 変更前 二千八百二十三三 大規模小売店舗内の店舗面は で 変更しようとする事項	ンヨッペンブプラザー○豆☆ 大規模小売店舗の名称及び所1☆ 大規模小売店舗を設置する者一 届出事項の概要	なお、当該大規模小売店舗の周辺! で規定により、縦覧期間満了の日まで の規定により、縦覧期間満了の日まで で成十八年九月八日	規定に基づき、次のとおり公告し、別規定に基づき、次のとおり公告し、別先人規模小売店舗立地法(平成十年大規模小売店舗立地法(平成十年大規模小売店舗立地法(平成十年)	おおこし眼科
及び閉店時刻	平方メートル十七番地一号外	在地番地の氏名及び住所	田県知事 寺 田 典 城で県に対し意見書を提出し、に県に対し意見書を提出し、地域の生活環境の保持のため	関係書類を縦覧に供する。準用する同法第五条第三項の離の変更に関する届出があっまは第九十一号)附則第五条法律第九十一号)附則第五条	大 腰 雅 俊
二 届出年月日	することができる時間帯 平成十八年九売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、場の収容台数 平成十九年三月一日規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車更する年月日	変更後 来客が駐車 開店時刻	まるきん 年前九時三十分 閉店 中央市場 中央市場	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 有限会社まるきん 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 変更前	潟上市天王字長沼二十三番地五
秋田県告示第六百六 に基づき、次のとお 平成十八年九月	を一二二二	受八時 定により、 受八時 一 作業の 一 作業の	一時 一時 秋田県告 ○ 意 意 注 う 意 意	午後八時 五 意見書に添付す 午後八時 政 意見書の提出先 平成十八年九 平成十八年九	眼科・リハビリニ・ション科、放射線科・リハビリニ・カー・皮膚泌尿器科、
八十五号 秋田県知事 寺 田 典 城八八日 秋田県知事 寺 田 典 城八八日	7二十一日から平成十九年三月二十日まで、 由利本荘市	7八日 秋田県知事 寺 田 典 17八日 秋田県知事 寺 田 典 18年の規定に基づき、公示する。	-四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規入十四号。 -四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規》理由 - 四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規》を表したる大規模小売店舗の名称	、る書面に記載すべき事項 ・月八日から平成十九年一月八日まで ・パーパーののでは、1000円では、10000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、10	放射線科 平成十八年八月十八日 平成十八年八月十八日
	(4) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (1) 縦覧期間 は監視の収容台数 (2) 駐車場の収容台数 (3) 駐輪場の収容台数 (4) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (5) 縦覧場所 (6) 縦覧場所 (7) 縦覧場所 (7) 縦覧場所 (8) 下舎一階 県政情報資料室 (7) 縦覧場所 (8) 平成十八年九月八日 本のとおり道路の区域を変更する。 (2) 駐車場の収容台数 (2) 経覧期間 (2) 経覧期間 (2) 経覧期間 (3) 日本のとおり道路の区域を変更する。 (4) 本のとおり道路の区域を変更する。 (5) 第十四十十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	(2) 変更しようとする事項 (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (2) 整車場の収容台数 (3) 駐輪場の収容台数 (4) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (4) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (5) に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 (6) が変更後 四十台 (7) 変更後 四十台 (7) 変更前 二百八十六台 (7) 経覧場所 (8) できる時間帯 平成十八年九月一日 (8) 平成十八年九月一日 (9) 変更する年月日 (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計、駐車場の収容台数 (1) 経覧場所及び閉店時刻、来客が駐車場を (1) 経覧場所及び閉店時刻、来客が駐車場を (1) 経覧場所及び閉店時刻、来客が駐車場を (2) 経覧場所及び閉店時刻、来客が駐車場を (2) 経覧場所及び閉店時刻、来客が駐車場を (3) 駐輪場の収容台数 (4) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (5) 経覧場所及び閉間 (6) 経覧期間 (6) 経覧期間 (7) 経覧期間 (7) 経覧期間 (8) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (9) 変更する。 (1) 経覧期間 (1) 経覧期間 (1) 経覧期間 (1) 経覧期間 (2) 経覧期間 (3) 上によって、表記を表記を表によって、表記を表によって、表記を表記を表によって、表記を表によって、表記を表によって、表記を表によって、表記を表記を表記を表によって、表記を表記を表によって、表記を表によって、表記を表によって、表記を表によって、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表によって、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	一 日田野項の概要	なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため 株式会社セリア といてきる。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附別第五条

期間 平成十八年九月八日から同月二十一日まで場所 建設交通部道路課一 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

定により平成十八年七月三日付け指令由建―六百四十九で許可し都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規**秋田県告示第六百六十八号**

(田	県	公	報

8日(金曜日)			秋	Œ	1	県	公	報				第180	09号
— 用 直	E	道路の種類	道路の区域	□ 期間 平成□ 道路の区域を	この表において		一般国道		道路の種類	道路の区域	□ 期間 平成-□ 道路の区域をも	この表において		一般国道	
新	旧	旧新別		平成十八年九月八建設交通部道路課域を表示した図面	「A」 及び	新	ll ll	3	旧新別		平成十八年九月八建設交通部道路課域を表示した図面	「A」 及び	新	II	3
三百四十一号	三百四十一号	路線名		平成十八年九月八日から同月二十一日まで建設交通部道路課域を表示した図面を縦覧する場所及び期間	「B」とは、関係図面に	百五号	F I		路線名		平成十八年九月八日から同月二十一日まで建設交通部道路課区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間	「B」とは、関係図面に	百五号	E I F	111111111111111111111111111111111111111
	仙北東			で間	表示する	仙北市	B	A			で間	表示する	仙北市	В	A
"	北市田沢湖田沢字大深沢外四四国有林から四四国有林まで	区間		に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定 秋田県告示第六百六十七号	関係図面に表示する敷地の区分をいう。	市西木町上桧木内字粟掛一一三番三から一○七番四まで	仙北市西木町上桧木内字粟掛一一三番三から一○七番四まで	仙北市西木町上桧木内字粟掛四番二地先から七番一地先まで	区間		に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定 秋田県告示第六百六十六号	面に表示する敷地の区分をいう。	北市西木町西明寺字十二峠五九番一地先から五六番一まで	n	仙北市西木町西明寺字十二峠五九番一地先から五六番一地先まで
一九・六〇~八六・〇〇	一三・八〇~九一・〇〇	敷地の幅員(メートル)		平成十八年九月八日		三・〇〇〜四七・〇〇	三・〇〇〜四七・〇〇	三・〇〇〜圓七・〇〇	敷地の幅員(メートル)		平成十八年九月八日		110.00~1111.00	110.00~1111.00	二五・六〇~五一・〇〇
〇・五七〇	〇・五七〇	延長(キロメートル)		秋田県知事 寺 田 典 城		O· — - t	O· - 1 t	〇・〇九〇	延長(キロメートル)		秋田県知事 寺 田 典 城		〇・一六五	〇・一六五	〇 · 一五五

の規定に基づき、次のとおり公告する。 た開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項

平成十八年九月八日

由利本荘市一番堰百六十番地 開発許可を受けた者の住所及び氏名

株式会社文化地所

代表取締役 山 田 茂 雄

開発区域に含まれる地域の名称 由利本荘市東梵天百九十四番地の内、

百十二番地、二百十三番地、二百五十二番地四及び二百五十二 百九十五番地の内、

公

告

き、 とおり設立の認証の申請があったので、 規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次の 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の 公告する。 同条第二項の規定に基づ

平成十八年九月八日

寺 田 典

城

秋田県知事

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Fan

平成十八年七月三十一日

申請のあった年月日

代表者の氏名

秋

橋

淳

三

定款に記載された目的 秋田市大町一丁目六番二十七号

主たる事務所の所在地

五.

的とする。 振興、および有効な余暇の過ごし方の提案と当法人の活動をと おして人と人の新たな繋がりが生まれる場を提供することを目 この法人は、自転車とサッカーをつうじて健全なスポーツの

規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次の とおり設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の 公告する。 同条第二項の規定に基づ

平成十八年九月八日

秋田県知事

平成十八年八月二十四日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

寺 田 典 城

> 代表者の氏名 特定非営利活動法人インクルージョン秋田第三者評価研究会

寺

田

典

城

坂光一

主たる事務所の所在地 秋田市新屋表町八番十九号

兀

Ŧi.

定款に記載された目的

当事者以外の公正・中立的な立場で専門的かつ客観的に評価す 与することを目的とする。 利用者が適切に福祉サービスを選択するための情報を得るとと る第三者評価機関を設立し、評価の結果を公表することにより、 もに、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質の向上に寄 この法人は、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質を、

項の規定により、大館市花矢土地改良区から次のとおり役員の就 任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六 平成十八年九月八日 公告する

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名

大館市釈迦内字長面袋三十一番地

佐々木成章

同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づ 第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二 公告し、次のとおり縦覧に供する。

秋田県知事 寺 田 典 城 平成十八年九月八日

(-)地区第一工区は場整備事業)換地計画書の写し 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業 (芝野東部

 (\Box) 縦覧期間 平成十八年九月十一日から同年十月十日まで

縦覧場所 秋田市雄和市民センター

 (\Box) 地区第二工区ほ場整備事業)換地計画書の写し 縦覧期間 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業 (芝野東部 平成十八年九月十一日から同年十月十日まで

縦覧場所

秋田市雄和市民センター

同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づ 第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二 公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年九月八日

事 委 員 会 規 則 縦覧場所 縦覧期間

横手市役所大雄地域局及び大仙市役所 平成十八年九月八日から同年十月六日まで 担い手育成基盤整備事業)換地計画書の写し

縦覧に供すべき書類の名称

部事務組合の管理職員等の範囲) 公布する。 人事委員会規則一一―一(公平委員会の事務委託市町村及び一 の一部を改正する規則をここに

平成十八年九月八日

び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規 人事委員会規則一一―一(公平委員会の事務委託市町村及 秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。 別表第一由利本荘市の項の次に次のように加える 規則一一―一 (公平委員会の事務委託市町村及び 部事務組合

	潟 上													
	市													
機出	本													
関先	庁													
追分出張所	事務局 農業委員会 部局													
所長	局長、教育次長、課長の日長のである。													

別表第一北秋田市出先機関の項中 福祉事務所 | 所長、 、課長

出張所長 地域包括支 所 支所長、 課長、 出張所長 に改め、

を

援センター

福祉事務所 | 所長、課長

同表北秋田市の項の次に次のように加える。

		市長部局	議会事務局	
室長	課長、	部長、	局長	
	参事、	センター		
	国体事務局長、	ター長、次長、		

県営土地改良事業(唐白天地区

田

典

城

秋

別表第一																-	山 比 市										
藤里町									機	出							•								本		_
町 の									関	先															庁		
項の次に次の	診療所	ンター	総合情報セ	健施設	介護老人保	 	養護老人ホ	人ホーム	特別養護老	ンター	環境保全セ	ンター	健康増進セ	術館	平福記念美	ンター	健康管理セ	出張所	事務局	農業委員会	務局	監査委員事	員会事務局	選挙管理委	事務局	教育委員会	会計課
いように加える。	所長		館長		事務長		施設長		施設長		所長、参事		所長		館長		所長	所長		局長		局長		局長	参事	教育長、教育次長、課長、	課長

	八 峰 町	
機出	本	機出
関 先	庁	関先
診患療所	事務局 農業委員会 割務局	総合支所
所長	局長 主幹、課長、室長、子ども 主幹、課長、約青次長、主幹、 教育長、教育次長、主幹、 教育長、が長、参事	支所長、課長

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社